# 省　令

**○財務省令第三十七号**

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信

国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令

（国債の発行等に関する省令の一部改正）

**第一条**　国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （初期利子の支払額等）<br>**第八条**　［略］<br>2　［略］<br>3　前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に掲載するものとする。 | （初期利子の支払額等）<br>**第八条**　［同上］<br>2　［同上］<br>3　前項の場合において、財務大臣は、初期利子の支払額のうち、国債発行日に日本銀行に対し払い込ませる初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する金額を、第四条第三項、第五条第十一項、第六条第十一項及び前条第三項の規定による告示並びに第五条第一項及び第六条第一項の規定による通知に記載するものとする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（物価連動国債の取扱いに関する省令の一部改正）

**第二条**　物価連動国債の取扱いに関する省令（平成十六年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （受入経過利子等）<br>**第五条**　［略］<br>2　前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に掲載するものとする。 | （受入経過利子等）<br>**第五条**　［同上］<br>2　前項の場合において、財務大臣は、国債発行日に初期利子の支払期の六月前の日の翌日から国債発行日までの期間に対応する額として日本銀行に対し払い込ませる金額を、国債の発行等に関する省令第五条第一項の規定による通知及び同条第十一項の規定による告示に記載するものとする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、官報の発行に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

# 訓　令

**○法務省訓令第１号**

出入国在留管理庁長官

地方出入国在留管理局長

地方出入国在留管理局出張所長

地方出入国在留管理局支局出張所長

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年４月１日

法務大臣　鈴木　馨祐

（公印省略）

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成31年法務省訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「法第61条の２の８第２項」を「法第61条の２の11第２項」に改める。

**附　則**

この訓令は、公布の日から施行する。